

2012年8月24日

大分県知事
広瀬勝貞殿

日本共産党大分県議団
堤 栄三
同 地方議員団

ひとり親家庭医療費助成制度の改定についての要望書

大分県におかれましては、福祉の向上と子育て環境の整備に奮闘されていることに心から敬意を表します。

さて、大分県では多くの母子・父子家庭が望んでいた「ひとり親家庭医療費助成制度」の改正で、医療費の現物給付が実施される運びとなりました。現物給付の実現は大いに評価しますが、「本事業の継続や受給者負担の観点」からとして、親に対しては通院で1日500円、最大月2,000円、入院では最大月7,000円の自己負担の導入を検討しています。これに対し「パート収入だけで子どもと生活している時に、自己負担の最大2,000円は厳しい」「糖尿病で通院しているが、自己負担となったら大変厳しい」などの声が聞かれます。特に母子家庭の平均年収は213万円であり、全世帯平均の4割にも満たない状況となっています。このような所得の低い一人親世帯に負担を求めるのは、憲法25条に抵触しかねないものです。県として地方自治の本旨にのっとり、福祉の増進のための政策を行うよう、以下のように要望するものです。

記

- 一 自己負担の導入を行わないこと
- 一 市町村が独自の助成を実施する場合は県としても推奨すること